

# 第19回 福岡市個人情報保護審議会

## 特定個人情報保護評価部会 議事録

日 時	令和4年5月25日(水)
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	<p>委員（五十音順、敬称略）</p> <p>五十川 直行（部会長）</p> <p>永星 浩一</p> <p>大神 朋子</p> <p>北坂 尚洋</p> <p>鳥越 しほり</p> <p><b>事務局</b></p> <p>総務企画局行政部情報公開室</p> <p>情報公開室長 吉野 靖啓</p> <p>個人情報保護係長 禪院 義隆</p> <p>個人情報保護係員 川崎 翔太</p> <p>個人情報保護係員 二宮 新吾</p> <p><b>事務担当課</b></p> <p>保健医療局（新型コロナウイルスワクチン接種担当）</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種担当主査 江藤 大亮</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種担当係員 梶原 慎二</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種担当係員 熊本 正之</p> <p><b>関係課</b></p> <p>保健医療局健康医療部保健予防課</p> <p>感染症対策係長 澤田 鉄郎</p> <p>感染症対策係員 武野 千里</p> <p>こども未来局こども部こども健全育成課</p> <p>母子保健係員 田野田 博喜</p> <p>総務企画局DX戦略部データ活用推進課</p> <p>データ活用推進係長 森 康博</p>
議 題	<p>1 部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について</p> <p>2 予防接種に関する事務に係る特定個人情報ファイルへの重要な変更に伴う、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検</p>

### 開会

#### 議題1 部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について

（会長） 部会長の選出については、個人情報保護条例第60条第3項において、「部会に属する委員の互選によりこれを定める」と規定しているので、推薦、意見等あれ

ばお願いする。

(委員) 五十川会長にお願いしたい。

(委員) 異議なし。

(会長) 了承。

(部会長) それでは、私が部会長を務めさせていただく。

次に、部会長職務代理者の指名について、条例第60条第5項において、「部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と規定しているので、私から北坂委員を指名する。

(委員) 了承。

## 議題2 予防接種に関する事務に係る特定個人情報ファイルへの重要な変更に伴う、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検

(事務担当課) (全項目評価書等説明)

(部会長) 質問や意見等あれば発言をお願いする。

市民意見募集を行った結果、意見の提出がなかったとのことだが、意見募集時の資料と評価部会資料は共通のものか。

(事務担当課) 説明参考資料を除き、資料は共通のものである。

(部会長) 重要な変更が加えられたのは、新型コロナウイルスの「ワクチン接種記録システム（VRS）情報ファイル」の追加という理解でよいか。

(事務担当課) そうである。

(委員) 今回は緊急時の事後評価に当たるとの説明があったが、そのことは市民の方には伝わっているのか。

(事務担当課) 全項目評価書（別添3）変更箇所「提出時期」に係る説明内に事後評価であることを記載している。

(部会長) 一見して事後評価であることが分かりにくいいため、市民の方にも分かりやすいように資料を工夫されたい。

(委員) 他市町村からの照会に応じて接種情報を提供しているが、個人情報の取扱い上、問題はないか。

(事務担当課) 番号法第19条第16号を根拠として提供を行うものである。

(事務局) 福岡市個人情報保護条例第10条の2において、番号法第19条各号に該当する場合は、外部提供が認められるため条例との抵触もない。

(委員) 福岡市が他市町村から接種情報の提供を受ける場合もあるのか。

(事務担当課) ある。

(委員) 他市町村へ接種情報を提供する際、母子保健システムから情報提供ネットワークシステムを経由するのではなく、ワクチン接種記録システムから直接他市町村へ提供されるのか。

- (事務担当課) そうである。
- (委員) 他市町村から接種情報の提供を受ける場合も同様か。
- (事務担当課) 同様である。
- (委員) そうであるならば、ワクチン接種記録システム内で情報連携をしていることが分かるよう資料上に表記した方がよいのではないか。
- (事務担当課) 電算処理上はワクチン接種記録システム内での情報連携となるが、業務遂行上は他市町村へ照会を実施することから資料のとおり記載している。  
ご指摘のとおり、本市が他市町村から接種情報の提供を受ける場合もあるため、一部表記の修正を行う。
- (委員) 医療機関はワクチン接種記録システムを参照し、接種状況を確認できるのか。
- (事務担当課) できない。
- (委員) 全項目評価書Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用－②入手方法について、ワクチン接種記録システムから特定個人情報を入手すると記載されていることについて説明をお願いします。
- (事務担当課) 市民の方からアプリを通じてワクチン接種証明書の交付申請があった場合に、個人番号の提供を受けるためである。
- (委員) 転入者の接種情報は他市町村に問い合わせし提供を受けることから、全項目評価書Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用－①入手元の地方公共団体にチェックをつける必要があるのではないか。
- (事務担当課) 転入者の個人番号は、住民基本台帳ネットワークシステムから母子保健システムへの連携を経てワクチン接種記録システムに情報連携されるため、ワクチン接種記録システム情報ファイルとしては、既に保有している情報として整理している。
- (委員) 市民から個人番号を直接入手することはあるか。
- (事務担当課) アプリによるワクチン接種証明書の電子交付申請時に入手している。
- (委員) 転入者の個人番号については、住民基本台帳ネットワークシステムから母子保健システムへの連携を経てワクチン接種記録システムに登録されるという理解でよいのか。
- (事務担当課) そうである。
- (委員) 他市町村への照会により、ワクチン接種記録システム上の情報を更新しているため、特定個人情報の入手に該当するのではないか。
- (事務担当課) 入手元の記載について修正を行う。
- (委員) 母子保健システムとワクチン接種記録システム間の情報連携はフラッシュメモリで行っているのか。
- (事務担当課) そうである。
- (委員) フラッシュメモリの取扱いについて、そのリスクに関する記載はあるか。
- (事務担当課) 全項目評価書Ⅲ－３．特定個人情報の使用－リスク４に、電子記録媒体の取扱い

について記載している。

(委員) 全項目評価書Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用－②入手方法では、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）としており、用語の整理をされたい。

(事務担当課) 整理する。

(部会長) 前述したが、評価書の記載が分かりにくいいため、今後保護評価を行う際は、市民の方にも分かりやすいように資料を工夫されたい。

他に質問がなければ、事務担当課において評価書に若干の修正を加えるとした上で、本議題については、概ね妥当であるとの結論でよろしいか。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは、本日の審議は以上とする。

議事終了 閉会